

## 地域における交通手段確保対策に関する実態調査

### 〈実態調査結果に基づく改善通知に対する改善措置状況〉

中国四国管区行政評価局及び岡山行政評価事務所では、住民のための多様な地域交通の確保と運行の安全確保を図る観点から、平成19年4月～11月にかけて広島県及び岡山県内における交通手段確保対策について調査を実施し、平成19年11月26日、中国運輸局に対して改善意見を通知しました。

これに対して、中国運輸局から平成20年2月26日、改善事項についての回答がありました。

# 通知事項 1 地域公共交通会議の計画的な設置の推進

## 制度概要

- 道路運送法の改正(平成18年10月1日施行)により、市町村等が主宰し、地方運輸局長、住民又は旅客、一般乗合旅客運送事業者などの関係者を構成員とする「地域公共交通会議」を設置することを制度化
- 同会議においては、地域の実情やニーズに応じた適切な地域公共交通の態様やサービス水準等(運行ルートや運行頻度)、運賃・料金などに関する事項について、関係者が協議し、合意を形成
- 自家用有償旅客運送の更新登録の際には、地域公共交通会議での合意が必要

## 当 局 の 通知事項

地域公共交通会議の計画的な設置を推進するため、県とも連携を図りつつ、市町村への働きかけを積極的に行うとともに、市町村に対する情報提供等に努めること。

## 中国運輸局 の 対 応

- ① 中国運輸局は、当局の通知を受け、地域公共交通会議の計画的な設置について、管内の全自治体(5県112市町村)に文書で要請(平成20年1月17日)
- ② 広島運輸支局は、自治体訪問の機会等を捉え、現状の見直し等も含め地域公共交通会議の設置に向けた検討を行うよう説明等を実施

## 改 善 状 況

自家用有償旅客運送を行っている市町村では、更新登録の際に地域公共交通会議での合意が必要。しかし、このことが十分理解されていないこともあり、現時点において設置の意向がないとするもの(広島県内の6市町)

指摘を受けた6市町では、次のとおり、平成20年度までに地域公共交通会議を設置する予定  
(平成19年度) 1市(呉市)  
(平成20年度) 5市町(竹原市、尾道市、坂町、熊野町、世羅町)

※ 広島県内における地域公共交通会議の設置状況は、**当局の調査時点では23市町のうち2市のみであったが、平成20年度までには上記6市町を含め、18市町が設置予定。**

## 通知事項 2 運営協議会の設置の促進及び運営の適正化

### 制度 概要

- 「運営協議会」は、地域における福祉有償運送等の必要性、旅客から收受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するために設置
- NPO法人等が自家用有償旅客運送の登録に必要な合意を得るためには市町村等において「運営協議会」の設置が必須

### 当 局 の 通知事項

- ① 運営協議会の設置の促進に向けた自治体への助言・要請及び積極的な働きかけを行うこと。
- ② 運営協議会の運営に係るノウハウ等の情報を自治体に提供するなどの支援を行うこと。
- ③ 苦情等の連絡窓口が未設置又は周知が不十分な自治体に対して、連絡窓口の設置等について要請すること。

### 中国運輸局 の 対応

- ① 中国運輸局は、当局の通知を受け、運営協議会の設置等について、管内の全自治体に対して文書で要請（平成20年1月17日）
- ② 管内の各運輸支局は、自治体に対して運営協議会の設置等に関する情報提供や説明等を実施

## 改善状況

- ① NPO法人が運営協議会の設置を要望しているが、設置されないため自家用有償旅客運送を実施できないもの、又は、運営協議会が未設置のため自家用有償旅客運送の登録ができず、無登録で実施しているもの（3市）
- ② NPO法人から運営協議会の開催要望があるにもかかわらず、開催されていないもの（1市）
- ③ 自家用有償旅客運送の利用者からの苦情等に対応するための連絡窓口が未設置又は連絡窓口に係る周知が不十分なもの（1県、6市、1町）

- ① 1市（大竹市）は、運営協議会の設置に向けた作業に着手（平成20年度設置予定）  
なお、2市（尾道市、江田島市）では、無登録運行等が解消、今後、必要に応じ協議会を設置予定
- ② 1市（呉市）は、平成20年3月に運営協議会を開催予定
- ③ 1県（岡山県）、6市（東広島市、呉市、三原市、竹原市、岡山市、笠岡市）、1町（熊野町）は、連絡窓口の設置及び周知のためのホームページへの掲示等を実施予定

## 通知事項 3 自家用有償旅客運送の運行の適正化

### 制度 概要

- 自家用有償旅客運送者は輸送の安全及び旅客の利便の確保を図るため、道路運送法施行規則第51条の15等により遵守事項が規定
- 運転者は、第二種運転免許所有者又は第一種運転免許所有者で国土交通大臣が認定する講習(大臣認定講習)の修了が必要

### 当 局 の 通知事項

- ① 運送者に対する監査指導の実施及び必要な是正措置を講ずるよう指導すること。
- ② 運転者の資格要件を満たすための大臣認定講習会の情報等の一層の提供に努めること。

### 中国運輸局の対応及び改善状況

- ① 設定料金と異なる料金を収受している等、料金適用が不適切なもの(3運送者)
- ② 運転者証の車内掲示等が不十分なもの(15運送者)
- ③ 乗務前の安全運転のための確認が不適切なもの(12運送者)
- ④ 大臣認定講習の開催情報が少ない等のため運転者の資格要件を満たすのが困難とするもの(9運送者)。

- ① 中国運輸局は、自家用有償旅客運送の適正化について、管内の全自家用有償旅客運送者(152運送者)に対して文書で指導(平成20年1月17日)
- ② 広島運輸支局では、平成20年2月末までに県内の10運送者のうち5運送者の監査指導を実施し、不適切な事項について改善を指導
- ③ 岡山運輸支局では、毎年度、岡山県及び関係自治体と合同で訪問指導を実施(平成19年度は、県内の60運送者のうち13運送者を実施)
- ④ 中国運輸局は、大臣認定講習機関及び認定講習実施時期等の情報について、平成20年2月18日、ホームページに掲載